

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により権原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

### 一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス葛本店

所在地 横原市葛本町三〇八番一ほか

### 二 横原市から聴取した意見の概要

#### 1 環境関係

事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

#### 2 開発行為許可関係

- (1) 建築物の建築については、建築基準法に基づき、事前に手続を行うこと。
- (2) 建築物の建築については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、事前に手続を行うこと。
- (3) 建築物の建築については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、事前に手続を行うこと。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出対象となる場合は、事前に届出を行うこと。
- (5) 横原市開発指導要綱第四条第二項の規定により交わした開発事業に関する協定書の内容を遵守すること。
- (6) 建築面積五百平方メートル以上又は高さ十メートル以上の建築物及び工作物を建築する際は、事前協議の上、景観法に基づく届出を行うこと（広告塔については届出済）。また、当該行為を行う際は、横原市景観計画に留意し、周辺との調和に配慮すること。

### 3 教育関係

- (1) 奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。
- (2) 開発区域周辺は、耳成幼稚園の児童、耳成小学校の児童及び八木中学校の生徒の生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等幼児、児童及び生徒の通行の安全に対し、万全の配慮をすること。特に休日、

夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年の健全育成に協力すること。

(3) 今後、周辺幼稚園（こども園）、小中学校、P.T.A等から何らかの意見、要望等が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意をもって話し合いに応じること。

#### 4 その他

- (1) 大規模小売店舗立地法第四条第二項の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。
- (2) 工事期間中の交通安全対策について留意すること。
- (3) 様式第一「大規模小売店舗届出書」三ページにある駅からの距離に記載されている駅名であるが、正しくは「近鉄檍原線新ノロ駅」である。

#### 三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

#### 四 縦覧期間

平成二十九年十月十三日から同年十一月十三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

#### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで